

客営計第16号
平成26年9月17日

特定非営利活動法人 消費者ネット広島
理事長 吉富 啓一郎 様

中国電力株式会社
お客さまサービス本部 営業部長 神田 尚



平成26年8月28日付貴法人からの申入書に対する回答について

平素は、弊社事業に対しご理解を賜り、誠にありがとうございます。貴法人からいただいた標記申入書について、下記のとおり回答させていただきます。

記

1. お申入れに対する弊社の見解

弊社の電気供給約款では、支払時期に応じた料金を設定しており、お客さまが、早収料金を早収期間内にお支払いされること、または遅収料金を早収期間経過後支払期限内にお支払いされることのいずれかを選択することができます。

早収期間経過後に料金をお支払いいただいた場合に翌月分の料金に加算される早収料金と遅収料金の差額（遅収加算額）は、当月分について遅収料金を選択されたことを事後的に精算するものであり、遅延損害金ではありません。

したがって、弊社の電気供給約款「Ⅲ 契約種別および料金」の「15 料金」の規定は、消費者契約法第9条第2号に反するものではないと考えております。

2. 早遅収料金制度の見直し予定について

上記のとおり、早遅収料金制度は消費者契約法に反するものではないと考えておりますが、お客さまにとっての制度の分かり易さといった観点も考慮し、当該制度のあり方について真摯に検討して参りたいと考えております。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上